

# 大阪市立榎並小学校「学校いじめ防止基本方針」

令和7年4月

## 1. いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法 第2条）

## 2. 本校の基本方針のポイント

上記の考え方をもとに、本校では「いじめはどの学校、どの学級でも起こり得る。」という認識のもと、「自ら学び、心身ともにたくましく生きる子ども」の育成のために「榎並小学校いじめ防止基本方針」を策定し取り組んでいく。

未然防止について最優先に取り組むとともに、いじめ事案に対して早期発見・早期解決を目指す本校の基本方針のポイントとして、以下の4点をあげる。

- ① 学校の教育活動全体を通じ、すべての児童に「いじめは絶対に許されない」ことの理解を促し、児童の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力を養う取組を推進する。
- ② いじめの背景にある、子どもの心身に影響する生活環境等に凝視し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む取り組みを推進する。
- ③ すべての児童が安心でき、自尊感情や自己有用感を感じられる学校づくりの基盤づくりに努める。
- ④ いじめの問題について、保護者、地域住民に認識を広め、家庭、地域と連携して取組を推進するための普及啓発を推進する。

## 3. いじめの未然防止についての取組

### <基本姿勢>

いじめは、どの児童も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、全ての児童が、いじめに向かわせないための取り組みを全教職員で行う。

#### (1) 授業改善について（学力向上アクションプランをもとに）

##### ① 思いや考えを表現できる授業づくりの推進

・自分の思いや考えを積極的に伝え合うことを通し互いに理解し合い、協働して学べる授業を推進する。

##### ② 子どもの主体的・対話的で深い学びを実現する学習

・少人数習熟度別学習、専科指導など授業の形式を工夫し、子どもが分かる授業、学習に主体的に取り組める授業を推進する。

##### ③ 教師の指導力の向上

・外部講師を招いての授業研究会など指導力の向上を図る研修会をよりいっそう充実させる。また、教育委員会の学校支援事業の活用や、公開授業、キャリアアップシート等の活用を図り、若手教員の育成をいっそうすすめる。

## (2) 自己有用感を高めるために(児童会活動やキャリア教育の計画等から)

### ①児童会活動の充実

- ・児童の主体的な活動を促す、学級活動や児童会活動を推進する。特に異学年交流を年間通じて行い、自分や友達の「よさ」を見つけたり、下級生を思いやったりする活動に取り組む。

### ②校種間連携を深める

- ・幅広く長く多様な眼で子どもを見守るとともに、子ども自らも長い見通しの中で自己の成長発達を感じ取り自らを高められるように、幼保小・小中・小小連携などを深めていく。特に兄弟関係に関わる問題対応などは協力して解決にあたる。

### ③家庭、地域への啓発

- ・学校だけでなく、地域など幅広い大人からも認められているという思いが得られるよう協力を求めていく。特に見守り隊など日常的に子どもと関わっていただいている方々との連携や主任児童委員との連携を強化する。

## (3) いじめを許さない・見逃さない雰囲気の醸成

### ①いじめについての共通理解

- ・いじめの特質、原因、背景、具体的な指導上の留意点等を校内研修や職員会議で周知し、平素から教職員全員の共通理解を図る。

- ・全校朝会や学級活動等で日常的に友だち関係の大切さを訴え、「いじめは許されない」という雰囲気を学校全体に醸成していく。

### ②いじめ等の問題を考える場の工夫

- ・道徳教育、特別活動、各教科における話合い活動を通して、命の大切さや互いを思いやることの大切さを実感することができるようとする。

## 4. いじめの早期発見についての取組

### <基本姿勢>

いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知する。

### ①日常の児童の変化に気をつける。

- ・日頃から児童の見守りや信頼関係の構築に努め、児童が示す変化や危険信号を見逃さないようにアンテナを高く保つ。欠席状況、養護教諭との情報交換等。

### ②定期的なアンケート調査や教育相談の充実

- ・学期1回のアンケートに限らず、必要に応じて児童から聞き取りを行うようとする。
- ・SC(スクールカウンセラー)や養護教諭を中心として、すべての教職員が相談に乗れるよう研修を積み、児童がいつでもいじめを相談できる体制を整える。

### ④ 家庭、地域との連携

- ・いじめは学校だけでなく、子ども達を取りまくすべての状況で起こり得ることから、家庭や地域にも呼びかけ啓発することで、地域社会全体で児童を見守る環境づくりに努める。

## 5. いじめの早期解決についての取組

### <基本姿勢>

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込みず、速やかに組織的に対応する。被害児童を守り通すとともに、教育的配慮のもと、毅然とした態度で加害児童を指導する。指導においては、謝罪や責任を形式的に問うのではなく、社会性の向上、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

①組織での対応をする。

- ・いじめを発見した場合は、特定の教職員で抱え込みず、虐待・いじめ・不登校対策委員会を中心となり、教職員全員の共通理解のもと対応する。

- ・教職員は平素より、いじめを把握した場合の対処の仕方について、理解を深めておく。

②保護者の協力、関係機関との連携

- ・校内でいじめを把握した場合には、校内での解決に固執することなく、速やかに保護者及び教育委員会に報告し、適切な連携を図る。保護者からの訴えを受けた場合には、謙虚に耳を傾け、関係者全員で取り組むようにする。児童の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意する。

③有害サイトへのアクセスによる犯罪被害(ネット上のいじめ)について

- ・事案の未然防止や早期解決のため、「大阪の子どもを守るサイバーネットワーク」を活用する。

## 6. いじめ問題に取り組むための校内組織

### (1) 学校内の組織

① 「榎並小学校 虐待・いじめ・不登校対策委員会」を組織する。

②構成

管理職、虐待・いじめ・不登校対策委員会メンバー、学年・学級担任、  
事案に応じて養護教諭や特別支援担当など関係教職員。

③役割

- ・「学校いじめ防止基本方針」に基づく具体的な年間計画の作成、実行、検証、修正を行う。

- ・スクリーニング会議や日常の学校生活の中で、いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動に関する情報が上がってきた時には、緊急会議を開催し、情報の収集や共有、関係児童への事情聴取、指導支援の方針の決定、保護者との連携を行う。

④年間計画

- ・児童対象いじめアンケート調査年3回(6月、10月、2月)

- ・人権教育実践研修会2月 児童理解研修会 年3回

- ・スクリーニング会議月1回(問題があれば随時)

### (2) 保護者や地域・関連機関との連携

① PTAや地域の関係団体とも、いじめ等の子どもの諸問題について協議する機会を設ける。

② 指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関連機関(警察、こども相談センター、区役所、主任児童委員)との適切な連携を図る。

### (3) 取組内容の検証

① PDCAサイクルに基づく取り組み

- ・日常的に児童の行動の様子を把握し、検証する。改善が必要な時には、どのような改善、新たな取り組みを行うかを定期的に検討する。

② 学校協議会等で成果や課題の共有を図る。

・年間の取組状況などを、学校協議会等で確認する。その中、未然防止の推進や再発防止に関する改善方法について話し合い、次年度に生かす。

## 7. 重大事案への対処

①本校では重大事案を「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」「相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑い」等があった場合とする。

②重大事案が起こった場合は、速やかに大阪市教育委員会に報告し、連携して調査及び対応を行う。

③調査組織としては、「榎並小学校いじめ防止対策委員会」を母体として、当該重大事案の性質に応じて適切な専門家を加えるなどし、事実関係の明確化に努める。調査により明らかになった事実については、いじめを受けた児童や保護者に対して説明し、調査結果を速やかに大阪市教育委員会へ報告する。